

第 百 四 十 九 号 議 案

江戸川区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年十一月二十七日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

江戸川区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

江戸川区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十一年十月江戸川区条例第十五号）の一部を次のように改正する。
第二条中「七八三、五〇〇円」を「八二八、六〇〇円」に改める。

付 則

この条例は、令和八年一月一日から施行する。

（説明）

江戸川区特別職報酬等審議会の答申に基づき、教育長の給料月額を引き上げる必要があるので、本案を提出いたします。